

改正

平成17年10月6日条例第33号

平成18年12月20日条例第61号

平成21年3月23日条例第8号

平成25年3月18日条例第10号

平成25年12月13日条例第36号

令和元年7月2日条例第12号

令和2年3月18日条例第7号

稚内市地方卸売市場条例

稚内市地方卸売市場条例（昭和49年稚内市条例第15号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者（第8条—第14条）

第2節 買受人（第15条—第19条）

第3章 売買取引及び決済の方法（第20条—第47条）

第4章 卸売の業務に係る品質管理の方法（第48条）

第5章 市場施設の使用（第49条—第60条）

第6章 指定管理者（第61条—第68条）

第7章 雑則（第69条—第74条）

附則

第1章 総則

（設置）

第1条 生鮮水産物等の取引の適正化並びにその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民生活の安定に資するため、卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）第13条第6項に規定する地方卸売市場を設置する。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定管理者 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。
- (2) 卸売業者 法第2条第4項に規定する卸売業者のうち、市長の許可を受けた者をいう。
- (3) 卸売の業務 地方卸売市場に出荷される第5条に規定する取扱品目について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、卸売をする業務をいう。
- (4) 買受人 地方卸売市場において卸売業者から第5条に規定する取扱品目の卸売を受けることについて、市長の承認を受けた者をいう。
- (5) 相対取引 一つの卸売業者と一つの卸売の相手方が個別に売買取引を行う方法をいう。
- (6) 卸売価格 せり売若しくは入札又は相対取引（定価売を含む。）に係る価格にその100分の8に相当する金額を加えた価格をいう。
- (7) 指値 卸売のための販売の委託を行った者（以下「委託者」という。）の希望価格の108分の100に相当する金額をいう。
- (8) 市場関係事業者 卸売業者及び買受人をいう。
- (9) 市場施設 地方卸売市場内の卸売場、上屋、入札場、卸売業者現場詰所、荷主控室、買受人控室、検量施設、貸事務室及び敷地をいう。

（差別的取扱いの禁止）

第3条 市長は、地方卸売市場の運営に関し、出荷者、市場関係事業者その他市場の利用者（以下「取引参加者」という。）に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

（名称、位置及び面積）

第4条 地方卸売市場の名称、位置及び面積は、次のとおりとする。

名称	位置	面積
稚内市地方卸売市場	稚内市新港町	8,260.93平方メートル

（取扱品目）

第5条 稚内市地方卸売市場（以下「市場」という。）の取扱品目は、次のとおりとする。

部類	取扱品目
水産物部	生鮮水産物及びその加工品並びに冷凍水産物

（開場の期日）

第6条 市場は、次に掲げる日（以下「閉場日」という。）を除き、毎日開場するものとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、あらかじめ取引参加

者に周知し、閉場日に開場し、又は閉場日以外の日に閉場することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 1月1日から1月4日まで
- (3) 7月5日及び6日
- (4) 8月15日及び16日

(開場の時間及び販売開始の時刻)

第7条 開場の時間及び卸売業者の販売開始の時刻は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、あらかじめ取引参加者に周知し、これを臨時に変更することができる。

- (1) 開場の時間 午前5時30分から午後6時まで
- (2) 販売開始の時刻 午前6時30分

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

(卸売業者の数)

第8条 卸売業者の数は、1とする。

(卸売業者の許可)

第9条 卸売業者になろうとする者は、規則で定める申請書を市長に提出し、許可を受けなければならない。

(卸売業者の不許可)

第10条 市長は、前条の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する者と認めるときは、同条の許可をしてはならない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないもの
- (3) 次条第1号から第4号までのいずれかに該当し、同条の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者
- (4) 卸売の業務を遂行するのに必要な経験又は能力を有していない者

(卸売業者の許可の取消し)

第11条 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第9条の許可を取り

消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により第9条の許可を受けたとき。
- (2) 前条第1号又は第2号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 卸売の業務を遂行するのに必要な能力を有しなくなったとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (5) 第9条の許可の取消しを申し出たとき。

(せり人の承認)

第12条 卸売業者が市場において行う卸売のせり人は、その者について当該卸売業者が規則で定める申請書を市長に提出し、承認を受けたものでなければならない。

(せり人の不承認)

第13条 市長は、前条の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する者と認めるときは、同条の承認をしてはならない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないもの
- (3) 次条第1号から第4号までのいずれかに該当し、同条の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者
- (4) 買受人又はその役員若しくは使用人である者
- (5) せりを遂行するのに必要な経験又は能力を有していない者

(せり人の承認の取消し)

第14条 市長は、第12条の承認を受けたせり人が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条の承認を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により第12条の承認を受けたとき。
- (2) 前条第1号、第2号又は第4号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) せりを遂行するのに必要な能力を有しなくなったとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (5) 卸売業者が当該せり人に係る第12条の承認の取消しを申し出たとき。

第2節 買受人

(買受人の承認)

第15条 買受人になろうとする者は、規則で定める申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(買受人の不承認)

第16条 市長は、前条の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する者と認めるときは、同条の承認をしてはならない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 第19条第1号から第6号までのいずれかに該当し、同条の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者
- (3) 法人であってその業務を執行する役員のうち前2号のいずれかに該当する者があるもの
- (4) 卸売業者又はその常勤役員若しくは使用人である者

(買受人の保証金の預託)

第17条 卸売業者は、買受人から保証金を預託させることができるものとする。

(届出義務)

第18条 買受人は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名、名称、商号又は住所を変更したとき。
- (2) 当該業務を開始し、休止し、又は再開したとき。
- (3) 当該業務を廃止したとき。

2 買受人が死亡又は解散したときは、当該買受人の相続人又は清算人は、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(買受人の承認の取消し)

第19条 市長は、買受人が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第15条の承認を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により第15条の承認を受けたとき。
- (2) 正当な理由なくして第15条の承認を受けた日から起算して30日以内にその業務を開始しないとき。
- (3) 第16条第1号、第3号又は第4号のいずれかに該当することとなったとき。
- (4) 正当な理由なくして引き続き30日以上その業務を休止したとき。
- (5) 売買取引に関し不正又は不当な行為があると認めるとき。
- (6) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(7) 第15条の承認の取消しを申し出たとき。

第3章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の原則)

第20条 取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行わなければならない。

(差別的取扱いの禁止等)

第21条 卸売業者は、市場における業務の運営に関し、出荷者、買受人その他市場の利用者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

2 卸売業者は、卸売のための物品について販売の委託があったときは、正当な理由なくしてその引受けを拒んではならない。

(売買取引条件の公表)

第22条 卸売業者は、次に掲げる事項について、市場内の見やすい場所に掲示する方法その他の適切な方法により公表しなければならない。

(1) 営業日及び営業時間

(2) 取扱品目

(3) 生鮮水産物等の引渡しの方法

(4) 委託手数料その他の生鮮水産物等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額

(5) 生鮮水産物等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法

(6) 奨励金がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む。）

(売買取引の方法)

第23条 卸売業者は、市場において行う卸売については、せり売又は入札の方法によらなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、市長がせり売り又は入札の方法により卸売をすることが不相当と認めるときは、相対取引によることができる。

(1) 災害が発生したとき。

(2) 入荷が遅延したとき。

(3) 卸売の相手方が少数であるとき。

(4) せり売又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をするとき。

(5) 卸売業者と買受人との間において、あらかじめ締結した契約に基づき確保した物品の卸売するとき。

(6) 緊急に出港する船舶に物品を供給する必要があるためその他やむを得ない理由により通常

の卸売のための販売開始時刻以前に卸売をするとき。

(7) 次条ただし書の規定により買受人以外の者に対して卸売をするとき。

2 市長は、前項ただし書の規定により卸売をする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、せり売又は入札の方法を指示することができる。

(1) 市場における物品の入荷量が一時的に著しく減少したとき。

(2) 市場における物品に対する需要が一時的に著しく増加したとき。

(卸売の相手方の制限)

第24条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、買受人以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、買受人の買受けを不当に制限することとならないときは、この限りでない。

(1) 市場における入荷数量が著しく多いか、又は市場に出荷された物品が買受人にとって品目若しくは品質が特殊であるため残品を生ずるおそれのあるとき。

(2) 買受人に対して卸売をした後に残品を生じたとき。

(3) あらかじめ締結した契約に基づき他の卸売市場等に卸売をするとき。

(卸売業者について卸売の相手方としての買受けの禁止)

第25条 卸売業者（その常勤役員及び使用人を含む。）は、市場において、卸売の相手方として物品を買い受けてはならない。ただし、卸売業者が水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づく経済事業の推進上、物品を買い受ける必要があり、かつ、価格形成の公正が保持される場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により卸売の相手方として物品を買い受ける場合には、第15条の規定を準用する。

(卸売業者の買受物品等の制限)

第26条 卸売業者は、市場において卸売業務の取扱品目の部類に属する物品の卸売をしたときは、市長が当該業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認める場合を除くほか、買受人から物品の販売の委託を引受け、又は買い受けてはならない。

(受託契約約款)

第27条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、受託契約約款を定めることができる。

2 卸売業者は、前項の受託契約約款を定めたときは、速やかに市長に届け出るとともに、関係者に周知しなければならない。受託契約約款の事項を変更したときも、同様とする。

(販売前における受託物品の検収)

第28条 卸売業者は、受託物品の受領に当たっては、検収を確実にし、委託物品の品種、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、市長が指定する者の確認を受け、その結果を速やかに委託者に通知するとともに、物品受領書又は売買仕切書に付記しなければならない。ただし、受託物品の受領に委託者又はその代理人が立ち会っていて、その了承を得られたときは、この限りでない。

(卸売物品の買受人の明示及び引取り)

第29条 卸売業者は、卸売をした物品について買い受けた買受人が明らかになるよう買受人ごとに作成した荷渡票を当該物品に添付しなければならない。

- 2 買受人は、卸売を受けた物品を速やかに引き取らなければならない。
- 3 卸売業者は、買受人が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、買受人の費用でその物品を保管し、又は催告をしないで他の者に卸売をすることができる。
 - (1) 卸売業者が引渡しの準備を完了し、買受人に引取りを請求したにもかかわらず当該買受人が正当な理由もなくこれを履行しないとき。
 - (2) 買受人の所在が不明で引取りを請求できないとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、買受人に不当又は不正な行為があると市長が認めるとき。
- 4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格が前項の買受人に対する卸売価格より低いときは、その差額を最初の買受人に請求することができる。

(取引物品の下見)

第30条 卸売業者が市場において行う卸売については、買受人に現品又は見本の下見を行わせた後でなければこれを開始することができない。

- 2 卸売業者は、見本又は銘柄により卸売をする場合には、その取引を開始する前にその物品の品種、産地、出荷者、等級、数量その他必要な事項を明示しなければならない。

(卸売の単位)

第31条 卸売業者が市場において行う卸売の単位は、重量によるものとする。ただし、重量によることが困難な場合は、個数又は容器をもって取引の単位とすることができる。

- 2 卸売業者が市場において卸売を行う物品の上場単位は、必要に応じて大口又は小口に区分することができる。

(指値のある受託物品)

第32条 卸売業者は、受託物品に指値がある場合は、販売前にその旨を表示しなければならない。

- 2 前項の表示をしなかった卸売業者は、指値をもって買受人に対抗することができない。
- 3 卸売業者は、売買成立の見通しがないと認めるときは、遅滞なく委託者へ通知して再指示を受けなければならない。ただし、再指示を待つことにより委託者に著しく損害を与えるおそれがあると認めるときは、この限りでない。

(せり売の方法)

第33条 卸売業者が市場において行うせり売は、その販売物品について、品種、産地、出荷者、等級、数量その他必要な事項を呼び上げた後でなければ開始することができない。

- 2 せり落しは、せり人がその販売物品について最高申込価格に達したと認めるときに、その申込者をせり落とし人として決定する。ただし、その最高申込価格が指値に達しないときは、この限りでない。
- 3 せり人は、最高申込価格の申込者が2人以上あるときは、抽せんその他公正な方法により、せり落とし人を決定しなければならない。
- 4 せり人は、せり落とし人が決定したときは、直ちにそのせり売に係る価格及びせり落とし人の氏名又は商号を呼び上げなければならない。

(入札の方法)

第34条 入札は、卸売業者が卸売をしようとする物品について、品種、産地、出荷者、等級、数量その他必要な事項を掲示し、又は呼び上げた後、入札に参加する者に対し、一定の入札用紙に氏名、入札金額その他指定事項を記載させてこれを行わなければならない。

- 2 開札は、入札終了後、直ちに行い、最高価格で入札した者を落札者とする。ただし、その最高価格が指値に達しないときは、この限りでない。
- 3 前条第3項及び第4項の規定は、入札について準用する。
- 4 入札が次の各号のいずれかに該当するときは、その入札の全部又は一部を無効とする。
 - (1) 入札者を確認できないとき。
 - (2) 入札金額その他指定記載事項が不明のとき。
 - (3) 入札に際し、不正又は不当な行為があったとき。
- 5 卸売業者は、前項の規定により入札が無効となったときは、開札の際にその理由を明示し、当該入札が無効である旨を告知しなければならない。

(異議の申立て)

第35条 せり売又は入札に参加した者は、そのせり落とし又は落札の決定について異議があるときは、直ちに市長にその旨を申し立てることができる。

2 市長は、前項の申し立てについて正当な理由があると認めるときは、卸売業者に対し、せり直し又は再入札を指示することができる。

(売買取引の制限)

第36条 市長は、せり売又は入札の場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を指示することができる。

(1) 談合その他不正行為があったとき又はそのおそれがあるとき。

(2) 不当な値段を生じたとき又は生ずるおそれがあるとき。

(衛生上有害な物品の売買禁止)

第37条 取引参加者は、衛生上有害な物品を市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。

2 市長は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を指示することができる。

(卸売予定数量等の報告)

第38条 卸売業者は、主要な品目について、毎開場日の卸売予定数量並びに卸売数量及び卸売価格を規則で定める報告書により、速やかに、市長に報告しなければならない。

2 卸売業者は、毎月の卸売をした物品の市況並びに数量及び金額（せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額にその100分の8に相当する金額を加えた金額をいう。）を規則で定める報告書により、市長に報告しなければならない。

(卸売予定数量等の公表)

第39条 市長は、当日卸売を予定する物品についての主要な品目の数量並びに前開場日に卸売された主要な品目についての数量及び卸売価格を市場内の見やすい場所に掲示する方法その他の適切な方法により公表するものとする。

2 卸売業者は、当日卸売を予定する物品についての主要な品目の数量並びに前開場日に卸売された主要な品目についての数量及び卸売価格を市場内の見やすい場所に掲示する方法その他の適切な方法により公表するものとする。

3 卸売業者は、前項の規定により公表する内容が、第1項の規定により市長が公表するものと同一の内容であるときは、市長と共同して公表をすることができる。

4 卸売業者は、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金がある場合にあつてはその月の前月の奨励金の種類ごとの交付額（第22条の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金に係るものに限る。）を市場内の見やすい場所に掲示する方法その他の適切な方法により公表するものとする。

(仕切り及び送金)

第40条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日までに、当該卸売をした物品の品目、規格、単価（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下この条において同じ。）、数量及び単価と数量の積の合計額、当該合計額の100分の8に相当する金額（当該委託者の責めに帰すべき理由により第45条第2項の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、規格、数量及び単価と数量の積の合計額並びに当該合計額の100分の8に相当する金額）、控除すべき次条に規定する委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち、委託者の負担となる費用の項目及び金額（100分の10に相当する金額を含む。）並びに差引仕切金額（以下「売買仕切金」という。）を明記した売買仕切書及び売買仕切金を送付しなければならない。ただし、売買仕切書又は売買仕切金の送付について特約がある場合は、この限りでない。

2 前項の売買仕切金の送付は、送金、現金の支払、振込み、口座振替その他の方法により行うものとする。

(委託手数料に関する事項)

第41条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から收受する委託手数料の率を定めるときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その内容を市長に届け出なければならない。当該委託手数料の率を変更しようとする場合も、同様とする。

2 市長は、前項の委託手数料の率が委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであるときその他不適切と認めるときは、卸売業者にその委託手数料の率の変更を命ずることができる。

(売買仕切金の前渡し等)

第42条 卸売業者は、集荷の円滑化を期するため、出荷者に対し、売買仕切金の前渡し、売買仕切金の支払を担保する保証金の差し入れ又は出荷を誘引するための資金の貸付け（以下「売買仕切金の前渡し等」という。）を行うことができる。

2 卸売業者は、前項の売買仕切金の前渡し等が次の各号のいずれかに該当するときは、これを行ってはならない。

- (1) 卸売業者の財務の健全性を損なうおそれがあるとき。
- (2) 卸売業者の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあるとき。

(出荷奨励金の交付)

第43条 卸売業者は、市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、出荷者に対し、出荷奨励金を交付することができる。

2 卸売業者は、前項の出荷奨励金の交付が前条第2項各号のいずれかに該当するときは、これを行ってはならない。

(買受代金の支払)

第44条 買受人は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けたときは、その物品の代金(買い受けた額にその100分の8に相当する金額を加えた金額とする。)を即日、卸売業者に支払わなければならない。ただし、卸売業者があらかじめ買受人と支払猶予の特約をしたときは、この限りでない。

2 前項ただし書の支払猶予の特約が次の各号のいずれかに該当するときは、これを行ってはならない。

(1) 他の買受人に対し、不当に差別的な取扱いとなるとき。

(2) 第42条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。

3 第1項の代金の支払は、現金の支払、振込み、口座振替その他の方法により行うものとする。

4 第24条ただし書の規定により卸売を受けた者は、卸売業者との間で契約した支払期日及び支払方法により代金の支払を行わなければならない。

(卸売代金の変更の禁止)

第45条 卸売業者は、正当な理由なく卸売をした物品の卸売代金(せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額にその100分の8に相当する金額を加えた金額をいう。以下同じ。)の変更をしてはならない。

2 卸売業者は、正当な理由により卸売代金の変更をしたときは、当該売買仕切書に変更の理由を付記しなければならない。

(完納奨励金の交付)

第46条 卸売業者は、卸売代金の完納を奨励するため、買受人に対し、完納奨励金を交付することができる。

2 前項の完納奨励金の交付が第44条第2項各号のいずれかに該当するときは、これを行ってはならない。

(事業報告書の作成等)

第47条 卸売業者は、事業年度ごとに、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、当該事業年度経過後90日以内に、市長に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項の事業報告書の提出を行ったときは、速やかに、事業報告書のうち貸借対照表及び損益計算書の写しを作成し、1年間主たる事務所に備えて置かなければならない。

3 卸売業者は、当該卸売業者に対して市場における卸売のための販売の委託又は販売をした者から、前項の写しを閲覧したい旨の申出があったときは、次に掲げる正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(1) 当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合

(2) 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合

(3) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合

第4章 卸売の業務に係る品質管理の方法

(物品の品質管理の方法)

第48条 取引参加者は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他食品衛生に関する法令に基づいて、市場の業務に係る物品の品質管理を行わなければならない。

第5章 市場施設の使用

(使用の承認等)

第49条 市場施設を使用しようとする取引参加者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。承認された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の承認を受けようとする者は、規則で定める申請書を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、市場施設の管理上必要があると認めるときは、第1項の承認に必要な条件を付することができる。

(使用の承認期間)

第50条 前条第1項の使用の承認期間は、5年以内とする。

2 前項の期間満了後も引き続き使用の承認を受けようとする者は、当該期間の満了前30日以内に規則で定める申請書を指定管理者に提出し、更新の承認を受けなければならない。

(使用の不承認)

第51条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市場施設の使用を承認しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 市場の建物、附属設備又は備付物件を毀損し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市場の管理上支障があるとき。

(用途変更等の禁止)

第52条 第49条第1項の規定により市場施設の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)

は、市場施設を使用する権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は承認された目的以外に使用してはならない。

(原状変更の承認等)

第53条 使用者は、市場施設の原状を変更しようとするときは、あらかじめ規則で定める申請書を指定管理者に提出し、変更の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の変更を承認しない。

(1) 原状を変更する必要性がないとき。

(2) 市場の設置目的又は用途を妨げるとき。

(3) 原状に回復することが困難であるとき。

3 使用者は、第1項の承認を得て原状を変更したときは、明渡しの際これを原状に回復しなければならない。

4 市長は、使用者が前項の義務を履行しないときは、これに代わって執行し、それに要した費用を当該使用者から徴収するものとする。

(使用の承認の取消し等)

第54条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により第49条第1項の承認を受けたとき又は同条第3項の規定により付された条件に違反したとき。

(3) 使用料の納入を怠ったとき。

(4) 前条第1項の承認を得ずに原状を変更したとき。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(1) 第51条第1号又は第2号の規定に該当することとなったとき。

(2) 市場の建物又は附属設備の工事のため、やむを得ない必要が生じたとき。

(3) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として市場を使用するとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市場を公用又は公共用に使用する必要が生じたとき。

3 指定管理者は、使用者が第1項に規定する処分を受けたことにより損失が生じることがあって

も、その補償の責めを負わない。

(使用料の納入等)

第55条 使用者は、別表に掲げる使用料を同表に定める納入期限までに納入しなければならない。

この場合において、当該使用料に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

- 2 貸事務室の使用者が使用を開始し、又は使用を解除した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の使用料は日割計算とする。
- 3 第1項に規定する納入期限が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日を納入期限とする。
- 4 市場において使用者が使用する電力、電話、水道、暖房等に要する費用は、使用者の負担とする。

(使用料の減免)

第56条 市又は市の機関が市場施設を使用するときは、使用料を免除する。

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用料を減額し、又は免除（以下「減免」という。）することができる。
 - (1) 市又は市の機関が共催する事業その他の行事に使用するとき。
 - (2) 官公署が公益のために使用するとき。
 - (3) 使用者の責めに帰さない理由により市場施設を使用できないとき。
 - (4) 使用者の収入が著しく低額であるとき。
 - (5) 使用者が疾病にかかったとき。
 - (6) 使用者が災害により著しい損害を受けたとき。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、その使用が特に公益性の高いものであるとき。
- 3 前項の規定に該当し、使用料の減免を受けようとする者は、規則で定める申請書を市長に提出し、減免の決定を受けなければならない。

(使用料の不還付)

第57条 既納の使用料は、還付しないものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

- 2 使用料の還付を受けようとする者は、規則で定める申請書を市長に提出し、還付の決定を受けなければならない。

(敷金の納入)

第58条 貸事務室の利用者は、使用料の3月分に相当する額を敷金として当該承認等を受けた際に納入しなければならない。

(敷金の減免)

第59条 市長は、第56条第2項各号のいずれかに該当すると認めるときは、敷金を減免することができる。

2 敷金の減免を受けようとする者は、規則で定める申請書を市長に提出し、減免の決定を受けなければならない。

(敷金の還付)

第60条 既納の敷金は、貸事務室の明渡しの際にこれを還付するものとする。ただし、未納の使用料があるときは、当該敷金のうちからこれを控除した額を還付するものとする。

2 前項ただし書において、敷金の額が未納の使用料の額に満たないときは、当該利用者は、直ちに、その不足額を納入しなければならない。

3 還付する敷金には、利子をつけない。

4 敷金の還付を受けようとする者は、規則で定める申請書を市長に提出し、還付の決定を受けなければならない。

第6章 指定管理者

(指定管理者による管理)

第61条 市場の管理は、指定管理者に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第62条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 市場施設の使用の承認に関する業務
- (2) 市場の建物、附属設備又は備付物件の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市場の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(指定管理者の指定の申請)

第63条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 市場の管理に係る事業計画書及び収支見積書
- (2) 定款、寄附行為又はこれらに準ずるものの謄本
- (3) 役員名簿

- (4) 経営状況に関する書類
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類
(指定管理者の指定)

第64条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、次に掲げる基準を総合的に審査し、指定管理者の候補者の選定を行い、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が住民の平等な利用が図られるものであるとともに、サービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が市場の適切な維持管理を図ることができるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市場の設置目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

2 市長は、前項の規定により指定管理者の指定を決定したときは、規則で定める通知書を当該申請者に交付するものとする。
(指定管理者の指定の期間)

第65条 指定管理者が市場の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から起算して5年間とする。ただし、再指定を妨げない。
(実績報告書の提出)

第66条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に次に掲げる事項を記載した実績報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において次条第1項の規定に該当し、指定管理者の指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して40日以内に当該日までの間の管理実績報告書を提出しなければならない。

- (1) 市場の管理業務の実施状況及び使用状況
- (2) 市場の管理に係る経費の収支状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者による市場の管理の実態を把握するために必要な事項
(指定管理者の指定の取消し等)

第67条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定を取り消し、

又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部を停止することができる。

- (1) 第70条第1項に規定する報告若しくは提出又は検査を拒んだとき。
- (2) 指定管理者の責めに帰すべき理由により市場の管理を継続することができないとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 市長は、前項に規定する指定管理者の指定の取消し等を決定したときは、規則で定める通知書を当該指定管理者に交付するものとする。

3 市は、指定管理者が第1項に規定する処分を受けたことにより損失が生じることがあっても、その補償の責めを負わない。

(秘密の保持)

第68条 指定管理者又は指定管理者に雇用され市場の業務に従事している者は、市場の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は指定管理者に雇用され市場の業務に従事していた者も、同様とする。

第7章 雑則

(損害賠償)

第69条 使用者又は指定管理者は、その責めに帰すべき理由により市場の建物、附属設備又は備付物件を毀損し、汚損し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(報告及び検査)

第70条 市長は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、市場関係事業者又は指定管理者に対し、その業務及び財産の状況に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、市場関係事業者の事業所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務の状況若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善措置命令)

第71条 市長は、卸売業者に対し、当該卸売業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

(条例の遵守義務)

第72条 取引参加者は、この条例を遵守しなければならない。

2 市長は、この条例に定められている遵守事項を取引参加者に遵守させるため、これに必要な限度において、取引参加者に対し、指導及び助言、報告及び検査、是正の求めその他の措置をとることができる。

3 市長は、第1項の規定に違反した者に対し、その業務の全部又は一部を停止させることができるものとする。

(行為の制限)

第73条 何人も、市場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 市場の建物、附属設備又は備付物件を毀損し、汚損し、又は滅失すること。

(2) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれのある物品若しくは動物の類を携行すること。

(3) 許可なくして物品の販売、宣伝その他これらに類する行為をすること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市場の管理上支障となる行為をすること。

(規則への委任)

第74条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第56条及び第57条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年10月6日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年12月20日条例第61号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第56条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年3月23日条例第8号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月18日条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料から適用

し、同日前までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成25年12月13日条例第36号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の稚内市地方卸売市場条例の規定は、この条例の施行の日以後における卸売価格、指値、入札又は相対取引金額、卸売代金の取扱金額に対する割合及び使用料（以下この項において「卸売価格等」という。）について適用し、同日前までに係る卸売価格等については、なお従前の例による。

附 則（令和元年7月2日条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の第36条第1項の規定による届出及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、同項から同条第3項までの規定の例により行うことができる。
- 3 前項の規定により行った行為は、施行日において、同項に規定する規定により行われたものとみなす。

（経過措置）

- 4 改正後の第36条及び別表の規定は、施行日以後における委託手数料及び使用料について適用し、施行日前に係る委託手数料及び使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月18日条例第7号）

（施行期日）

- 1 この条例は、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（令和2年6月21日）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第2条第2号の知事の許可を受けている卸売業者は、この条例の施行の日に、改正後の第9条の許可を受けた者とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の第13条の規定により預託されている保証金は、その価額の限

度で、改正後の第17条の規定により預託されている保証金とみなす。

別表（第55条関係）

区分	使用料	納入期限
市場施設（貸事務室を除く。）	（月額） 取扱金額（取扱金額の100分の8に相当する金額を控除した額に、100分の110を乗じて得た額をいう。）の1,000分の5	毎月15日までに前月分
貸事務室	（月額） 1平方メートルにつき 770円	毎月末日までに当月分